

第9期第6回 全体会記録			記録（書記）		黒川
部 会 名	全体会		回 数		6
日 時	令和7年5月21日（水）	13時30分	～	15時20分	
会 場	中野区役所1階 ミーティングルームA				
参 加 者	出席：中村、秋野、黒木、鈴木（裕）、松井、古京、鈴木（祐）、小川（光）、高橋、関口、眞山、宮澤、山本、大村、上西、福本、大川、池田、松田、鶴丸、徳嵩、吉田 欠席：大倉、工藤 事務局：鳥井、河村、堤、大野、酒井、樟山、長沼、齊藤、島田				
配 付 資 料	（参考資料1） 第9期中野区障害者自立支援協議会名簿（令和7年度） （参考資料2） 第9期中野区障害者自立支援協議会 事務局等担当者名簿 （参考資料3） 令和7年度中野区障害者自立支援協議会全体会年間開催日程（予定） （資料1） 相談支援機関会議資料 （資料2） 相談支援部会議資料 （資料3） 地域生活支援部会資料 （資料4） 就労支援部会資料 （資料5） 障害者差別解消部会資料 （資料6） 施設系事業者連絡会資料 ・コミュニケーションボード ・相談支援部会アンケート				
内 容					
【第6回協議会】 （事務局堤） 令和7年度の人事異動に伴い事務局の体制が変わった。（参考資料2参照） 障害福祉担当課長の網野が移動になり、4月から河村課長が就任した。 （河村課長） 障害福祉課に転入し、顔なじみの皆様がおり心強く感じている。皆様に教わりながら施策を進めたい。 （鳥井課長） 委員の退任と就任について報告する。（参考資料1参照）新宿公共職業安定所の小川委員から退任の申し出を頂いた。後任に工藤英子さんを委員として迎える。 （中村会長） 昨日今日と真夏のような陽気である。新しい体制になってから第1回目である。今期もよろしくお願いします。 4月28日、29日、5月2日と共同通信が配信した内容で、障害年金の不支給の割合が増えている。23年度と24年度を比較した際に、不支給数が倍になった。精神障害、発達障害の方は1～5年の有期認定の為再申請を行う。その方や新しく申請する方が6人に1人程度不支給になっている。国会でも取り					

上げられ精査されていくと思う。報道では担当のトップが認定に厳しい考えの人になったことが一つの理由とあった。生死に影響する給付の真相を解明して欲しい。

10月から就労選択支援事業が始まる。3月31日に厚生労働省から都道府県指定都市中核市宛に実施要綱が配布された。4月21日にはマニュアルが送付されている。データを持っているので必要であれば渡せる。障害のある人たちの働く場所を決める意味では非常に大事な相談窓口になる。

（１） 相談支援機関会議報告

（長沼係長）

2月26日に開催され事例総件数は19件であった。

主たる話題は利用者の性的な発言、行為についてのケース。女性のヘルパーが体を触られ、支援者に陽性転移があった。つむぎではマナー講座を実施し異性との距離感を学ぶ。精神の方はそのような機会がなく失敗経験から学んでいる。

アルコール依存の男性のケース。転倒で首の骨を折り全治3か月の間に計画が変更になった。相談支援事業所間で引継ぎが不十分であり、ケアマネも保健師と仕事をしていなかった。情報を開示して医療と連携する必要があると意見があった。

親が障害を受け入れず小学校も途中までしか通っていなかったケース。母の死後父が亡くなったことも分からず、遺体と生活していた。入退院後に通所とヘルパーに繋がった。

単発で移動支援のみ使い、重いてんかんのある子どもを親だけで見ていたケース。すぐにサービスにつなげるより関係作りから行う必要があると意見があった。

闇バイトに加担させられてしまったケース、問題を起こした方の通所先での対応について等があった。

（中村会長）

闇バイトのケースについて、「闇バイトではあるが特殊詐欺になるので公費での保護はできない」とはどういうことか。闇バイトに巻き込まれたならば被害者ではないのか。→着任前の詳細は分からない。

「リーガルソーシャルワーカーを後見人として使っている人はいるのか。」とあるが、司法書士が集まっている関係団体があり、そこを利用されている方は多くいる。

（松田委員）

闇バイトは一般的には捕まって裁判で有罪になった場合は切られることになっている。

（中村会長）

警察に捕まり取り調べの最中であれば入れないかもしれないが、明らかに被害があり逮捕にならないのであれば保護は必要ではないか。十分支援が必要である。

（宮澤委員）

障害をまだ受け入れていない方のケースについて、親が認めているかではなくもっと早く支援に結びつかなかったのか。保護者が高齢化すると至る所で可能性が出てくる。このような取りこぼしがないようにすることが一番大事である。

（中村会長）

CSW は地域でアウトリーチを中心とした活動を、社協を中心にやっている。何も無い所には行けないが、何か情報があれば踏み込めるのではないかな。まだ埋もれて表に出ないケースもあるため、広げていければ良い。

（２） 相談支援部会報告

（松田委員）

2月、3月の資料が載っている。会議自体は4月5月にも行われている。テーマは去年と変わっておらず相談支援体制のあり方を検証しようとアンケート調査を行い、今分析している。本日アンケートを別紙として配布した。

1 ページ目に相談支援部会のアンケート、最後のページには重層的な相談支援体制の表が載っている。アンケートでは重層的支援体制の連携を見ようとしている。1 層 2 層 3 層のそれぞれは一生懸命仕事をしているが、中野区全体で見た時に取りこぼしが無いかな、連携が取れているかに課題があるのではないかなと思っている。そこに課題があれば相談支援体制全体の課題になる。

中野区の場合相談支援を行っている層は4つある。

- ・第1層：指定特定の相談支援事業所、民間事業所
- ・第2層：市町村の相談支援事業、中野区で言うところのすこやかを中心として行っている事業所。（例）すこやか、せせらぎ、つむぎ。
- ・第3層：中野区の中にある基幹形相談支援事業所。
- ・すこやかの中にいる、保健師や子供担当、高齢者担当。

これらを組み合わせて相談支援の体制を組んでいる。

「①第2層と連携していますか」と第1層、第3層、すこやか福祉センターに聞いている。同じようにどのように連携しているか。第2層に期待することは何ですか等。

これらは第2層以外が第2層について答えるが、その回答と第2層で実際に行われている仕事を比べている。これがとてもまとまらず内容については割愛する。

「④第2層に期待することがあると回答した場合、どのようなことに期待していますか」では、困難ケースへの助言や助力、支援サービス利用に関する相談や提案等を期待する。ケースを通して関係機関と連携する中で自分たちのバックアップをして欲しい、関係機関の一つとして動いて欲しい。その圏域の中の社会資源や情報について詳しい部署であってほしい等があった。

このような質問を各層ごとに行っている。3分の2程度まとめ終わっている。7月くらいに中間報告が出来るのではないかな。

今年度相談支援部会で行うことが他にもある。

1 つ目は事例検討会である。高齢分野と合同で行い地域包括ケアに絡んでいるような事例を検討したい。中野北地域包括にお願いし事例を出してもらい、障害分野からも事例を出す。お互いに発表して意見交換をしたい。

2 つ目は就労選択支援事業である。今日の会議で聞いたが、今日の段階では話すことは難しいと言われた。次回以降どこかで教えていただければよい。中野区だけが行うのではなく、既に先行しているところもあるので、独自で勉強するのもよいかもしれない。

（中村会長）

第1層第2層第3層の説明を聞いたがとてもややこしい。専門の方は理解していても、利用している方がどこに行けばよいかが整理されないと利用しにくい制度になる。それぞれの役割があり連携も必要になるため苦労されている。

就労選択支援事業もどのような連携が取れるのか。もっと複雑になる。自立支援協議会の大きな課題である。

（関口委員）

相談支援と自立支援給付があり、自立支援給付を行うにあたり指定特定で計画を行う形になっている。重層的な相談支援体制とは総合支援法の中のどの考え方で行っているのか。

（中村会長）

国が相談支援事業を設置するときの考え方として、以前は高齢、児童、障害がそれぞれの分野で相談をしていたが応えきれていなかった。そのため一つの窓口に行けば連携して解決できるようにしようとしていた。

しかし、サービスを利用する際に総合的な窓口になりえないことがあった。就労のアセスメントに関しても本来であれば就労移行を利用してB型に行くがなかなか進まない、自事業所で相談を受けてよい等、解釈が曖昧になり最初の考え方とは違うのではないか。

地域の中で迷わないようにして欲しい。相談する場所が決まっていて、もし違ったとしても連携しながら一緒に相談していく体制が取れば良い。

（関口委員）

様々な事業所がありこのケースはやりきれない、他でやった方がよい等が出てくる。区分けがはっきりしていないのでその辺りが上手くいけば良い。

（中村会長）

できる・できないではなく、連携してここならできるとしたい。そのための重層的な相談支援体制である。自分たちの縄張りを持つことも重要であるが、それを超えた時に連携していける体制を取って欲しい。

（松田委員）

個人的な感想になるが、以前は計画を作る所とどんな相談でも受ける所の2つであった。各層に別れ、これは良くてこれはダメとなると取りこぼしが出てくる。昔もこのようなことあったが、どこかが聞いていた。

第1層が計画を作ると明確化されたことで、計画を作らないものは第1層では受けないと言えるようになってしまった。そこで溢れた人を第2層の市町村の仕事として明記したのではないか。これをやると決めるとそれ以外はやらなくて良いとなり困る人が増えたのではないか。

（中村会長）

そのようなことを理解して相談する人はほとんどいないのではないか。どこに行っても繋がるような体制を組みたい。

（３） 地域生活支援部会報告

（鶴丸委員）

3月と5月に開催した。3月は年度の振り返りを行い次年度に向けて何をしたいか議論した。令和6年度は精神障害の地域移行の話が多く、知的障害の地域移行については少なかったため話を聞く機会を頂いた。都外施設の話等普段触れない話であり印象に残った。都外施設の見学にも行きたいとの意見もあった。

3月に障害支援区分の決定期間の話があった。掃除が苦手な方が、引っ越しを機にヘルパーを使い清潔保持をしたいと話していた。区分を取る必要があり区分調査を依頼すると、区分が出るまでに2、3か月かかると言われた。引っ越し前から聞き取り等を行えば早くなるかと聞いたが、それでは今の生活しか見えず引っ越し後の状況を加味して勘案書等を作らなくてはならないと言われた。引っ越しの2、3か月後に区分が発生し、契約を行い、ヘルパーが入るとなるとタイムラグがある。その間の部屋の清潔保持が心配である。そのようなケースがないか聞いた。

しかしあまり困っている話は聞かなかった。区分調査が2、3か月かかることは知っていて、その前に調査をしてもらう等の対策を取っていると聞いた。

この方は1か月程で区分がでて、訪問看護などの力も借りて何とか清潔保持ができた。

5月では今年度の予定等を話した。勉強会や事例検討で事例を提供してくれる人を探したいと話があった。他に社会資源のマップがあると良いと意見があった。中野区のHPに情報があったが、どこかで社会資源の情報を得るにはどのような方法があるか等を調べてみようと言った。

マップを作りたいと意見も出たが、どのような状況であるかしらべて、近隣区のマップなども持ち寄って検討してみようと言っている。

（中村会長）

支援区分認定に2、3か月かかるのは深刻である。ヘルパーが支援しようと思っても認定される前に動くことができない。もう少し早くならないのか。

社会資源マップに関しては社協に社会福祉法人の事業者一覧等あるのではないかな。

（黒木委員）

マップにはなっていないが、社会資源のデータベースのような情報はHPにある。

（松田委員）

福祉のしおりに載っているようなサービスや事業所以外の情報が欲しいということか。

（鶴丸委員）

それも含めてである。福祉のマップは中野区の地図があり視覚的に分かりやすかったが、平成26年までで止まっている。中野区内だけでなく他区もあると良い。

（中村会長）

情報はあがるが、形にできていないのではないかな。情報交換してやっていけると良い。予算が出ないため大量に印刷するわけにはいかないだろうが、提案頂きたい。予算要求は年に1回あるため区に要望しても良いかもしれない。

（４） 就労支援部会

（鈴木委員）

2月は就労選択支援事業について部会員で共有した。その頃は様々説明会等があったので、そこでも情報を共有した。（「就労選択支援の法令事項（新）」について（資料31頁参照））

今までは就労継続支援B型を利用したい方は、すこやかや各事業所に見学や相談をしていた。今後は就労継続支援A型、B型を利用する際に、就労選択支援事業を使いアセスメントを受けて将来について考える、本人の可能性を検討することになっている。B型だけでなく就労もまずは検討してみないかなとなるの

ではないか。一つの手続きが入ってくる。対象者は就労継続支援 A 型、B 型を利用する方、特別支援学校の生徒であり、学生は 1～3 年生の間に何度か受ける。大人は厚生労働省の管轄になるが、18 歳未満は文部科学省の管轄になる。

アセスメントが目的として謳われているが、アセスメントをすることが目的になってしまう危険があると感じた。手続きとしてアセスメントを行い、B 型、移行と振り分けてしまうのではないか。この事業は振り分けが目的ではなく、本人の可能性を検討することである。地域の関係機関で話し合っていくことが目的だと思う。どのように展開するのか注意しなくてはいけない。

資料 33 頁「就労選択支援の基本プロセスについて」、この流れも中野区の中で整理されるだろうが、まずはすこやかに相談しに行くことが多いと想定している。その後就労選択支援事業を受け、他機関の連携会議によって情報提供を行い本人が決定、サービス利用申請をして、利用開始という流れである。計画相談も始めから関わり、連携が今後かなり深くなる。

就労継続支援 A 型の扱いも大きく変わる。今は本人が直接連絡し見学、応募すること多い。ハローワークにも求人が出ているが、今後ハローワークから紹介を受け応募する形は取れなくなるのか。ハローワークにも厚生労働省から通達が来ていないと確認した。

就労選択支援事業を行う為の要件に東京都の研修を受けることがある。就労選択支援要請研修は 4 月くらいに東京都から案内があるとされていたが、現時点では確認できていない。

アセスメントを通して本人の強みを見つけ、将来のライフプラン、キャリアプランまで考え、本人に助言アドバイス、提案をすることが支援員に求められる。地域の社会資源を把握することが大事になる。課題が多くある。

3 月は就労選択支援事業について意見交換をした。

中野区内で何名が B 型を新規利用しているのか、特別支援学校の生徒が年間何名 B 型に進んでいるのか等が根拠のベースになり必要な事業者数が分かる。そして本人から希望があった際、どれくらいの期間、スピードで就労選択支援事業を受けられるのかという課題もある。本人が B 型を利用したいのになぜこの事業を利用しないといけないのかと、理解が難しいことも想定される。

障害のある人の働く場を決める為の大きな事業が入ってきた。厚生労働省の担当者が説明した時に、どのようにデザインしていくかを自立支援協議会等、区全体で考えて欲しいと話があった。中野区としてどのように展開するかは様々な関係機関の方と検討しながら行い、せっかくなら良いものになると良い。

昨日就労支援部会があり前期のまとめをしていた。今後の中野区の展開について質問があったが説明はなかった。来月以降も中野区内の展開について検討していく。

（眞山委員）

自分もハローワーク新宿に行っていて、なかなか仕事が見つからなかった。相手の企業のことが分からない。障害のことも知って欲しい。

（鶴丸委員）

地域移行を行う中で退院後の日中活動先は大事になる。生活リズムを作り、様子を見る支援者もつくるので、日中活動先の選択肢に B 型を入れることを勧めている。就労選択支援事業は入院中から始めるのか。ワンクッション増えてしまい、退院が伸びないか心配である。B 型に積極的につながりたい方は良いが、勧められたからという方はモチベーションがどうなるのか。

（中村会長）

医師から診断書が出て、退院の見込みが出た時に相談することは可能なのではないか。

この事業は難しい。就労選択支援の相談員の役割が非常に重い。学び、暮らし、雇用、医療、福祉等のネットワークを組まないと支援が出来ない。連携する力が必要である。

国は6か所でモデル事業を行い報告の内容を聞いたが課題が出てきた。相談員の役割が重くハードルが高い。講習を受けただけで地域のネットワークを組めるような人材に育つかというと難しい。モデル事業を行った地域では、自立支援協議会がベースになっている。アセスメントをする際には連携会議が必要であり、様々な立場の人が就労能力や移行先、希望等を聞き、アセスメントの結果を出したうえで本人が決める。

企業で働きたいと希望があり就労選択支援事業を利用し就労能力を見る際にも、企業で実習ができるわけではなく、B型やA型、就労移行等現場で実習をするため連携が必要になる。自法人で就労選択支援事業を行っているところは自法人の事業所には移行できない。近隣にない場合は等但し書きがある。

東京コロニーの中でも重要な事業であるとして検討しているが、なかなか手を挙げにくい。マンパワーが作れない。

懸念事項がいくつかある。1か月行うが単価が高く、1日2万円を超える（実際は1210単位/日）のではないかと。1か月全て支援すると60万円を超える。企業がこの事業に着手し、自分の所の就労継続支援や雇用先等と連携しながら行いお金を得るのではないかと。そうならないように仕組みを作っているが、法律で決められた隙間を狙う企業もある。

職員1対利用者15であるが、15人を1か月の間にネットワークを組み連携会議を開きアセスメントを行い本人に決めてもらうのは難しい。

B型を利用したい方は就労選択支援を利用するが、利用したくないと本人が選択したらどうなるのか。働く場所を失ってしまう。

課題の多い事業であるが、重要なだけに人任せにもできない。自立支援協議会で議論しながらできれば中野区内の事業所にやっていただき、区の応援もいただきながら、連携を組みしっかりした事業を組み立てたい。勉強会をやった方が良いかもしれない。

（鈴木委員）

どれだけ想定されているのか。入院中の方をアセスメントしていくのは難しい。もう一度部会に持ち帰り検討したい。

昨日の部会の中で、区内のB型の利用者が減っていると話があった。B型の利用より、生活介護や送迎のある方が選ばれている。知的障害だけでなく、精神障害のB型も減っている。新しいIT等工賃が稼げる様々なB型が出てきている。選択肢が増えたとも言える。状況が変わってきていることを確認した。

（中村会長）

従来の福祉とは違う考え方が必要なのかもしれない。民間企業が参入し不適切な経営もあるが、新たな工夫も見られる。就労移行支援は障害者総合支援法に基づいているため福祉として考えがちだが、スクールとしてやっているところがある。工賃の対象ではなく学校として経営している。移行率が高く次から次に人が集まってくる。

東京コロニーは就労移行支援の定員0が多い。来たら出すがその後が来ない。企業が行い我々よりも良い実績を残す取り組みもある。これまでの福祉のあり方ではなく、当事者目線で見た時にどのようなサービスが有効なのか考えていかなくてはならない。

（福本委員）

B型の施設長をしているが、定員割れしている。他の事業所も似た状況と聞いた。しかしB型事業所は増えており、ゲームや体操をしながら工賃がもらえるというチラシも来る。どのように工賃を出しているのか疑問であるが、形が変わっていくのも事実である。しかし限度があるので国が管理して欲しい。今回の就労選択支援事業も個々の能力を1つの事業所だけで押し量るのは難しい。

連携し急いで具体的な話をしなければいけない。10月から始まるので、中野区としていち早く具体例を出し動いて欲しい。

(中村会長)

課題にしないでいけないのは就労の質、雇用の質、どんな働き方をしているかである。事業を立ち上げる際の指定基準の審査にも関わる。どんな働き方があるのかを見ながら指定するのが大事なのではないか。民間団体からも審査基準をしっかりと持ってほしいと要望がある。東京都は厳しく簡単には認めないらしい。特にA型は仕事がないところは基本的に認めない。地方よりは厳格な指定基準がある。しっかり見ていかなくてはならない。

(松田委員)

中野区の流れを知らなくてはならない。この半年間で行われることを意識していかななくてはならない。

就労の方も就労選択支援を使うとあったが、一般就労も必要なのか。→福祉就労のみである。

就労には成功も失敗もあるので、チャレンジの機会を損なってしまうのではないか。適正な所に行くことばかりが良いことではない。

(中村会長)

今の就労移行支援やA型、B型から民間企業に送り出している。その機能をもう少し生かせないのか。

区の考え方を聞くことは出来るか。→現在検討中である。

手を挙げた法人や企業等はいくつかあるか。→ない。

10月から始めなくてはならないわけではなく実施できるものである。あえて急ぐ必要もない。新しく利用する人は使う必要があるが、中野区内にない場合はどうなるのか。元々B型を利用して就労選択支援事業を利用したい人も利用できる。まだ分からない部分もある。

(5) 障害者差別解消部会

(高橋委員)

3月5日に第4回の部会を開催し、前年度の振り返りを行った。1つ目として4部会合同セミナーである。一般参加者が47名として今までより圧倒的に伸びている。ここだけ見ても成果はあった。視覚障害者卓球の台を区役所まで持ってこられるか提案したところ、総合体育館から持ってきてくれた。成果よりも内容的に充実したものが提供できたのではないかな。

2つ目は出前講座である。3月5日時点では出前講座は実施できていなかったが、3月21日に北中野中学校で行った。1年生が4つのグループに分かれ、視覚障害者の日常、親の会の疑似体験、車いす体験、聴覚障害を行った。生徒が率先して興味のあるところを受講し、真剣に聞いてくれた。アンケートもとった。今後忙しくなりすぎて対応できなかつたらどうしようとも思うが、前年度は2校だけであり寂しい気持ちもあった。

今後コーディネーターの先生や校長先生を通し、さらに呼んでいただけると良い。早速北中野中学校から今年度も6月に来てくださいと言われた。私たちの活動が評価されていると手ごたえを感じている。

民間事業者との意見交換会は過去5社と対話をし、今後も続けていきたい。当事者が一番差別感を感じていると思われるアミューズメント系、遊びの部分の事業者を呼び私たちが普段どのように感じているか等話をしたい。他にも飲食系も行いたい。当事者として差別や利用しにくさを感じる。

当事者としては普通に日常生活をしていて、麻痺をしている部分がある。第三者が客観的に見た時にこれはおかしいと言われて初めて気づくことがよくある。今後差別解消部会の中で、出前授業と民間事業者との意見交換の他に何かできるとしたら、当事者の人が普段どのように感じているか、日常の中で、作業所にいる時、家にいる時、買い物をしている時、等区分けをしてどのように感じているかを出していくような機会があると良いのではないかな。

部会の中でのみ意見を交換するのが正しいのかも分からない。私たちは声なき声を拾っていかないと意味がない。今後の課題として意見交換もしていかななくてはならない。

（宮澤委員）

出前講座に関して今まで、聴覚障害や視覚障害は学校から依頼があったが、今回初めて知的障害、発達障害の疑似体験を行った。生徒の皆さんは最初不安げな顔をしていたが、一生懸命取り組んでくれた。今後も一生懸命やっていきたい。

飲食やアミューズメント等の民間事業者は合理的配慮に取り組んでいる所は多くある。そのような所も聞きたい。

当事者の方たちの場面ごとの困りごと等を話しあってみたい。交通機関を利用する時、食事や外出時、作業所に行っている時の困りごと等を話し合い、その困りごとに対してのどのような対応や支援があれば生きやすくなるのか等を考えていければ良い。

（中村会長）

多岐にわたって活動している。通級で出前講座をしたのは生徒たちにとって良い経験である。大人になった時に、体験をした、話を聞いたとして、障害のある人への思いやりやどのように接すれば良いか等記憶に残れば良い。

（河村課長）

資料47頁にあるが、出前講座の案内を昨年の11月に小中学校に配布して、依頼が来たのが北中野中学校だったのか。→そうである。

昨年度は地域包括ケア推進課にいたが、北中野中学校はとても協力的であった。

（中村会長）

実施する際に福祉新聞や東京新聞、毎日新聞等報道機関に連絡をして取材に来て欲しいと言うと、この活動が全国に広がるのではないかな。

（6）施設系事業者連絡会

（徳嵩委員）

5月に連絡会が行われ、会議の際に配布した資料が載っている。令和6年度の活動まとめと、令和7年度の議題について話した。資料55頁、6回予定していたうち1回は台風で中止になったが、他は意見交換等を行っている。

令和7年度の議題として、年金が通らなかった話があったため年金関係について意見交換したいと意見があった。

参加している事業所の中には二次避難所になっているところもあり、二次避難所の機能について確認してはどうか、二次避難所になっていない事業所は災害が起きた時にどう動いたら良いのか等も含めて話し合いをしたい。

就労選択支援についても情報交換をした。どのように動いたら良いのか、1事業所で本当にできるのか等話した。引き続き情報収集をしていきたい。

相談支援専門員連絡会

（松田委員）

次回は5月28日に開催する。

相談支援専門員連絡会の長を全体会のメンバーに入れることについて進捗状況を聞きたい。

（鳥井課長）

障害者自立支援協議会は区の要綱で設置しており、全体会や部会については要綱上規定がある。部会の会長は全体会委員の中から選出することとなっている。連絡会については要綱上規定がなく、現時点では長を委員にする仕組みはない。また委員は団体からの推薦が必要になり、区長が委員を選ぶにあたってバランスを考慮する必要もある。人数の関係もあり、整理が必要と考えている。

連絡会の内容の報告については、事務局の職員が行うことができる。

相談支援専門員連絡会のメンバーの中からの報告が必要であれば、要綱上、会長の判断で、委員でない方に出席いただき説明を受けることは可能となっている。

（中村会長）

施設系事業者連絡会は徳嵩委員が全体会に参加している。以前は居宅系事業者連絡会も全体会の委員が担当していた。全体会のメンバーに加わるか、全体会のメンバーが受け持つことがあってよいのではないか。

内容は事務局の報告で把握することは出来るが、実際に連絡会でどのようなことが課題になり話し合われているかまでは全体会で落としきれないのではないか。

（松田委員）

1つ目に、他に全体会に参加している連絡会があること。

2つ目に、全体会は要綱で人数の縛りがあるが25人であったと思う。現状で24名のため人数はクリアできるのではないか。

3つ目に、参加法人のバランスはその通りだと思う。法人の中でバランスを取り、1人出たら1人下がるようにする。

これらが出来れば条件はクリアになるのか。

相談支援専門員連絡会には代表と副がいる。代表は同じ法人の中村であり、本来であれば全体会に出てきて報告するのが筋である。中村に全体会の委員として出てもらい、私が全体会の委員から抜ける等のバランスをとれば良いのか。

（中村会長）

報酬が出るわけではなく、貴重な時間を使い参加している。全体会の委員としてすぐは難しいかもしれないが、次回の全体会に会長からの指名として参加し報告してもらうのはどうか。

（７）その他報告・提案事項

（関口委員）

障害年金の支給問題について詳しい情報を提供する。５月８日に厚生労働大臣の指令で厚生労働大臣の担当局から全国精神病患者集団にも情報があつた。全国精神病患者集団では１２日に要望書を出し、その後１９日に記者会見が行われた。厚生労働省が抽出調査を行うため、その中身について細かな注文を付けた。

障害年金は４０年ぶりに議論され、改正されると言われている。障害者権利条約の総括所見に日本の障害者年金問題が取り上げられている。障害年金支給問題があり、無年金障害者の救済策を講じること、認定基準を実状に合わせて緩和すること、年金額を引き上げること等が勧告されている。

（中村会長）

具体的に運動につなげている団体もある。元々障害年金は所得補償の一部である。稼働能力のない障害のために、保証をする年金制度である。障害程度区分や支援区分だけで認定するのではなく、就労能力があるか、実際に働いているのか、他に収入を得ることができるのか等を合わせて総合的に判断すべきである。認定の方法も改善していく必要がある。

皆さんの関係者の中で今回認定されなかった等困っている人の話を聞いたか。→ない。

中野区は認定されているのか、表に出てきていないのか。実態把握は大事であるが、これまで受けていたものが急になくなるので大変なことである。

（小川委員）

都議選が６月、参議院選挙が７月にある。投票所の問題を話したい。聞こえない聞こえにくい人の場合、コミュニケーションの問題がある。名前の確認をするとき口頭で聞かれていると思うが、こちらは本人ですと言わずに通ってしまう。本人確認ができているのか疑問に思う。

それ以外にも様々な問題がある。東京都内ではコミュニケーションボードを作り、すべての投票所に送っている。しかし投票所の職員はアルバイトが多く、用意すべきものが無かったりよくわかっていなかったりする。

聞こえないものだけでなく他の障害でも問題があるのではないか。自立支援協議会の全体会では投票所の問題を取り上げたことはなかった。今度そのような話をする場があればと思う。

（中村会長）

大事な取組みである。NHK で２年程前からみんなの選挙という活動がある。投票所の様々な環境改善に向けてのもので継続して取り組まれている。結局分かってもらえないと変わらない。障害のある人たちが行ったときに投票所の方が困れば、それを改善していこうとなる。

（大村委員）

投票所に関して、本人がこの人に入れますと書いた紙を持って行ったが、投票所にいる方が大きな新聞を出して、どこに名前があるかと指差しをさせられたことがあつた。それが出来ずに白紙で入れ、それから郵便投票に変えた。携わる方々がもう少し理解すると上手くいくのではないか。

（１５時２０分終了）

備

考

次回日程：令和７年７月１６日（水）午後１時３０分～

場所：中野区役所１階ミーティングルームもしくは産業振興センター